知約

和書雜抄

二十八

農商務省圖書
和
第三二一九號
共六六冊

太政官文庫
和書門
一二三五〇號
一〇六函
一架
六六冊

内閣文庫
和書類
二三五〇號
六六冊
二三函
三架

内閣文庫
番號	和	11350
冊數	66（28）	
函號	213	145

国立公文書館
National Archives of Japan

近世紀聞

自天和二年二月十八日記

或云

○小早川中納言隆景卒 語て後に臣下に
或人問て曰隆景ハ世に云て賢文の人也何事
其外に人に異なる事ありや答て曰我愚なれ
ハ言ふへきほとなる事なきを去て法然ハたゝ一ツ是ある一言
人にうけはりたる思ふ事なき也生或陳中にて
士ニ云にそやうにや下部にいゝてそ隆景
自身物を所持ひ又思ふ事なりてあれハ下々

内閣文庫
日本政府図書

云ここまでに謂ふ僧宗に告語見たるかな
つくしきこて惑ひこゝろありてよきこゝろなれ
ハ是を賞翫し梅もよくやかてそれなるき
言を花田ひをかくまりてしきす上此事ハ何
某と云者ありけれハいさゝか告りて弟ハ申けり
これを語人よりて是語ひしかハ語士下部は
是まて敵もしと答るを告アけり
是我尤有して去常の人にもありならと思ふ

すゑしと其語り合

是より以下数条ハ天和元年ノ宗拾ハ写ニきる書付なり

○後水尾院御連枝ニ天和元年御出家比丘尼宗
來○大聖寺殿御院居岩徳院殿○南部比丘尼
御所霊鑑寺殿○林丘殿御隠居常修院殿
○東福門院様の御振ノ内○女二ノ宮様ハ近衛殿御内
室以後御逝去○女三ノ宮振東福門院様御殿ノ内ニて（の此まて）
次御逝去○二天和元年御座生ノ宮様ハ本院御所
女五ノ宮様ハ二条殿御内室

○日光宮門跡天和元年　新院之御子御母新大納言局

不審○○松宮ハ九條殿ノ末子ニて播磨並ニ新家水無瀬局ニ
御息女ト云娘ヽ官ニて御上京ヽ時ハ御旅ニ云事ニ内
松殿 御逝去後帰参依御事ニ入御出家之時為松殿と はなれぬハ
やハ云ヽ殿ヽ定ル松殿ノ御事ハ(ニて)御座候ヽ只今

ハ御出家之以

局ハ八条殿ハ新院之二女御母六条局也 八条殿ハ
新院之二女御母女御腹

○廣幡中納言殿ハ八条智忠親王之御子尾張殿
御孝婚尾張御位居以前御逝去　局廣幡殿ハ
局久我殿之御中ノ御息都ヘ御住居

○松平尼崎殿局婚殿香絶御婚ニ居住ハ不存
　以上天和元年自京都ヘ付下

○庭石おく法
好石あり共石能失ふるを何用石上に面の
三滴たまる程の石ありハ(一)用○深山ニ立ル木

又ハ夏山ニ月桂冷山ニて植て置山ニ左木をハ軒
端山ニて桂池（他）儀ニ　軒端山ニハ必桂を植て桂池
の中端ハ枝をられ作ハ如端なりて植是ヲ掛端と云
〇木の裏枝枯又ハ自ハ枝なき木を月植
中方繁詳弥急の枝と枯の枝とお無方
を繁昌の木と云〇守庭ニ捨て枝是庭
の主木也〇玉（子スミ日モ子）枯を庭にて用〇石ヲ立る事
地下より生出たる物や土ふくてメ六尺石

石ハ三尺地ニ入て三尺入て　鮎五尺ハ石をハ三尺地ニ
入て二尺て鮎〇水上南下事　水上東方ハ
南にて流源辰巳方ハ南にて流水上南方ハ
是も南へ一方流水上西方ハ　鏡ニて流なる網
幅洲
〇小塩山ハ嵯峨ニ二里餘町ハ西山下ニ有り二
町計なく山ハ迎か村より小塩と云小塩ニ
川なり古字ニ葉ひろりと云下と流て志
々津々まて里計南ニ流て海ニ入常ハ志力

売ケ所なし洪水の時ハ高き所ニ田ヲ損

○宝永年中諸河の普請ありて所川あとさし河の上三
里斗ニ流し埋ありて川新田に海浜の村つ
け あらし を可損 其後 可満 ひろ
あり 売ケ所 大水損て其後

○駿河国富士郡今泉村農人吉右衛門孝
行の村民に仁愛深くして 公方 綱吉公
感在して其田地高九十石永代年貢は除

宝永二年三月二十六日御朱印を賜り

○筑後水田村ニ天神ノ社有大社也

○○豊前求菩提山ハ上毛下毛築城三郡の
水上なり 諸国奉行上宮ハ白山妙理
権現上宮に社数大小七あり
中宮ハ役行者等一堂あり
下宮ハ山王并大行事社数三
多宝の塔あり 本堂あり 多珠堂不動
堂護摩堂七堂伽藍あり 一正知年中

古神氏法具け山を開く山の口才云々
神領とす

神巡

○○長門国企救郡門司関隼鞆明神ハ其
火々出見尊也尊足の釣針を失ひ海ニ
ニ入て求しるより紀ニ見えたり像ニ皇
孫入海方之行粧ニ毎年十二月晦日夜神
主持隣松与隣傍社前石壇入海底刈ニ
海布ニ供ず神前ニ而祭礼ス是于今無延
宝三年竹井定真縁起作

讃岐国金毘羅神ハ山ハ象頭山と号兼
貝とするニ依てや云う松塚と云ふハ王斗
山上ニ住居在千山下ニ居る所あり毎年
十月十日祭あり其儀式甚盛也競馬三
十余疋あり

○肥前大河野ニ五郎四郎と云者居ニ堪兵
多く持武時ニ不の代官巡検していでを
尽り問て曰是誰がいでて答曰五郎四郎や
又他ニ問て同ニ亦従ぬ此者ある事聞不代官

數て曰五郎四郎ハいつもちやゝ是より以お龍
をいひ是ゟ遠餅を民俗いつてもちと稱せ是
ありしそは手習と稱せ　肥前藩ゟ又
ヲ稱せる郡縣のさしとそや

○自釜山浦至東來日本里程三里東萊ハ非海
邊都ヘ通路也

やね
○
肥後國之事
肥後
○南関ハ薩摩境之是ゟ熊本ヘ十一里熊本ゟ八
代迄十一里八代ゟ佐敷ヘ十里佐敷ゟ水俣ヘ
四里水俣ハ薩摩ニ境之八代ハ細川家三千石ハ隠居
細川偖々古也
偖也。薩摩ハ八代之ニなる程こそまゝ偖扇ニハ
古坂佐藤諸國の城將其外名し家ふされき八代の偖ハ
長谷佐渡守是ハ偖ニ之即家老として在
ハ士五千餘付ニ是以為人ハ無千七百忍面無
二十七錢ニ宛領ハ佐渡平姓ハ松井知行三

一万三百石 此内三百石ハ山崎領ハ除テ
公方より端る代々此朱印出る事故ハ
信長ノ妾ヲ細川玄蕃頭ニ端る時松井佐渡守
妾ニ付て来る節分在る事知りられハ
公方ガ三ちまら下ニ在る妾信長ノ子ヲ懐胎
して来ニて生る子名三戈也先之岩田太之
故ニ三戈ノ容貌甚よく信長公ニ似より是
世ノ人の不知所之

○日向より薩摩ニ越通有し 旅ニ但なる細
石ハあれ大半有る通るへきたる有し 故日向
より薩摩へ通る者必先之佐土原へ出て依
承役をへて薩摩ニ入ル
家老ニ長島佐渡 其ハ 八ふ郎 嘗従ヨ八代故帳甚く大守
○又吉四郎左衛門 二万石 並闘下 長島豊前 本姓ハ本田
二万石 坂ノ清左衛門 四千石 大木隆庵介 四千石
○一門士 細川修理 二万石 子ノ越中守ノおち

○細川丹後 三万石 三斎ノ孫也ノ城中也 従兄弟
江戸ニテハ西笑國ニテハ又内之

○細川石見守 三万石 也ニ城中居ノ弟 江戸ニテハ
東第國ニテハ家老なりや

長岡左門 一万石 ○沢村大学 一万石

○物頭以上ノ士三百六十人其ハ家老ノ外禄高
ニテノ士ノ位也露有領ヲ以テ時料取分

○惣徒ヨ百八十人 但六ヶ所 一ヶ所ニ三十人

外様三百六十人 但十二所一所ニ三十人
此外諸藝者ナドアリ 凡知行取ノ士二千
餘人 士ノ子扶持方取小禄取等ヲ率ヰスルモノ
中ニモ多ク云福岡ノ寺院ノ如シ 凡國
中四十里四方程アリ

△加藤肥後守清正ハ秀吉公分ノ家法
之写一冊在

武家
○朝鮮陣ノ節ニ大閤以下渡海ノ時也

外辞左倅衣拝請一函任せ宣下所為在
宣之旨主博士意請之由委之源
信長之変事之将軍事悦思召
出之由之

物不

○○奥州の海浜はらくんと云ものあり石のごとく
貝のごとしひらめすてうすほそきもし波らく

改

くんどふくりに被仰候之
○寛文三年。跡目之儀養子ハ
存生之内て致言上及末期雖申之不可用之
雖然其父年五十以下之輩ハ雖為
末期依其品て立之十七歳以下之者
於致養子ハ吟味之上許容之し向後
同姓之弟同甥同従弟同又甥迄甥并従弟
此内以其器量可撰之又同姓於者

ニ老入年頃方之猿婦姉之子種有之事
レサハ長ハ丈ニ人柄ニよりて言ニ自見ぇ
内ニおいて猿者子おとこ之老年連中に候て存ニ而
為や船路为実子形国遠方書ニ言ニ入
りさる事

但実○

一 伊予紙記ニ曰菓子ニ東西之候由申来候迄、
寛文三年
七月十二日松前臼山ニ付地震し十四
ニ明六ツ時分より十七日迄焼る大焼ニ而煙之中
日々夫丈斗之人形之振あり夕かに大き
ぬひかり有出入落ス掠ニ入てしかニ言ふ信山
焼前後大地震仕候時中連海中ヨ
居たまり候浦の如くニおかし如三方土石近
浦ニあきさより沖へ二千七百四十万上八
百おしっこ方か岩の経もそく先へゆかれすして
気ふり大き山焼てありとて海山鳴り候事
西蝦夷焼ニ他内より一丈三尺へ付候煙

城中より見舞 松平へ まゝ本多伊与
出ス事あ代ニも遠江守出しけうしとて出ス
ニる夷二人あけ手松平へ伴下ケハ十ろ領
松ニ年ニ度ハ原ハ松本よも懐紙ニ参り下て
述懐仕、同人 たしるハ江戸へ書上ろヽ 随加政ヘ参とて老失老ニ
其上老方るニて出火ニ而事多遅ヘ付小泉出前
当地松力一時ろ老中城ヘて上ニ小子面
上てほ主ニ下

癸卯ノ年こゝや 八月廿日 今村源右衛門
小川権兵衛組
山口孫兵衛組
廿二 ○泉涌寺 手洗 盥 融 説 後小松 称光帝 此方 木
像あり 束帯衣冠 花
廿四 ○○紀州 和歌浦 八景 東照宮 天神廟
玉津島（島） 紀三井寺 妹背山 片男波
布引松 芦辺寺 鶴 信日 片男 妹背山 島 祢也 妹背山 吉 此又 片男 波 又 祢之

難字 ○○家康公此時二九歳作り候とき子て土井大
炊助殿に外様居来之ら九太刀と云太刀
左兵衛尉大炊殿右衛門尉と云時軒
の上は上りかゝ作りしたるかあやまりて鑿刀をぬき
○○とり下を見れハ大炊殿立木九太刀か口
大炊頭其のみこゝをとられ強ハれと云たる大炊殿
お気ひてのこと自ら指あけられたる
由とて之を左しられ軒にあたれハ木の所

足を指出してのこさ挟て左れたる大炊殿
九左衛門情と出よとの縁人ハ参ていらくめさし
まふ仕ハ持不余らとよびてつちをたゝきて不止
和語 ○○喪をもと訓すれハ左人水葬をもとせり故に
孝子ハ藻を以て身に衣とし侭せり死者
水中にあるを取にもとより藻の中にありしもの
不思の文字なり
又云 ○ 将軍よりハ進上の時何毎因幡よりの進物

新田殿御事は仕合はせとして国許の
おとくはさん上へひろうや上まゐらせ候へハ
今年おもしろくおぼしめされ候はし
月日　長橋のつぼね　ゟ
新田殿へ　又将軍家へ

宗像記抄

武家 〇〇 大内義隆の時筑紫の士多く山口へ参仕す宗
像正氏も折ゝ山口へ参宗長州にて深川黒川と云
而るを召の宰領料を賜りけるに居住して黒
川殿とぞ申ける　室ハ陶尾張守晴賢がめい、
を娶り子二人生れ兄を鍋治丸と云　次ハ女子
也　正氏後ニ黒川隆尚と改む　天文十六年
四十六にて七月廿八日逝去にて跡ハ氏男つぎ
[illegible]れハ氏男ハ陶ヵ乱ニ与せ
ずして義隆ニ従つて大寧寺ニて討死の上
と云　而るを討死を宗像ニ氏男のあとつぐべき

まうしとて左近治丸々年七歳にありしを与内治
アが補養郷因幡守やとして付なりし晴実
がんらう並て同年九月十三日に宗像四郎と号し
書ぞ又部やしむ宗像の家臣田尻丸々ハ本妻の
女子に信て其息の人をもこ（ハ正氏）は立宗像の家をと
つかせんと云者もあり錦治丸（正氏）側室の子なれハ証
をつがせまめゆあんと深議未定なるに錦治丸
の母田尻ハ（正氏の）後妻女子あれハとかくこ家子
錦治丸が世に生くていかにとて生たると思石

松又兵衛とて生年十九にて其血気盛なる
者に云付同十一年三月十三日の夜山田村にけ
正氏の女子十六にて其々をこまへやまけて殺は母ハ
是を見て守刀をぬきて自害せられ母子の死
骸を並して増福寺に一所にうづむ云々云
三度まで行へ掘り出れハ平釜をやきて
棺のふたにして埋めたりくて四郎ハ文十一
年ハ歳にて氏男の称を付く氏貞と名づける
未だ年若き陣に母君の室恭なりまたこ

をなし人を多く殺されけれハ田島村にて云々と云宗

なれハたゝり頻に止ゆへ(右古田氏にて供養を立て氏

本郷

ハ宿とあかめ名山田村の坊稲荷と云ハ宿を多く

集め千部の供養あつて六種の発菩提より

と云伝

来給法事を讀し地蔵菩薩とあかめけり

一説にすねやく

たゝりやミぬ氏貞ハ飛紫上北宗広門かむこ

に成ぬ子一人生れ子細あつて離家にぬ子ハ麻

生家氏に嫁し其後山東に旧梓城申けるハ

ぬを宗麟妹子として氏貞に嫁ぎ二子妻

に三人の女子あり氏貞天正十四年三月四日年四

十二卒ス天正十七年秀吉公飛紫へ下

着語此遠向の時宗像家老中を云右ハ早

川隆景に御預ケ然るに氏貞の後室

には筑前国隆景姉妹の内にて大穂村和伝

村吉野村板付村にて五千石余下家老白

部九郎兵衛貞保に御預の代生野村をも知行

外宗像の領地皆々召上宗像家人ハ皆十

時浪人となり宗像領分古ハ六十余万石といへ

其氏貞の時ハ宗像郡西郷穂屋郷の内新宮湊
を守り東ハ古賀村郡村誌手郷東郷
左ハ遠賀芦屋の津ニ至る其後須ニ若師丸
細其国ニ晴気其浦ニ至豊田家長門ニ弥
川是川を領知せり氏貞死去の後氏貞の後室とめ
子ハ大穂村ニ退きて住居其女ハ辞之の家
士市川与七郎ニ嫁し次女ハ秀吉公池ね
寿きハ先年の時石田三成か仕次ニて仕
出きたる宗像の宗の字を残て忠を名ニ付たり

○其後毛利家の士草刈大夫ニ嫁し金
五ハ秀秋の時ニ氏貞の後室ニ領分ヲ之当
有りて流浪の内ニて三池宮浦ニ居しか六
ろうかたる会力有りしかハ堀田有りて才
国より市川を頼まんとてやのと一人召してより分
宗像の跡ハ備の村ニ家のありしか三
家有り
○長門国二百十六万四千五百十九石
○天正十八年秀吉公伯耆守国

出雲国隠岐国を以て吉川廣
家ニ賜ふ

地記
記候ニ了

○岩国の云の内横山の郷ハ吉川氏住居有
海を去事一里あり岩国川大河有藝
州の境へ一里下の関へ三十里萩へ七八里

○百萬遍の糧ニ只三枚あり作百
萬此内云錦龍ニ只二枚あり

○日本一切経を板行せしハ絶僧ハ僧鉄
眼道光なり寛文九年歳あり 黄檗目録二巻

○神祇/長ヨリ次下七冊

○長府ニハ云アリ住吉の神有り木田律森
其寺也二ハ云ハ長府の町ニあり若浦の宮
也神功皇后の宮也

○毛利甲斐守居ハ秀元の孫也父を和泉守
と云大石年前二卒八秀元ハ七十余年
卒ス又和泉守の子を刑ア居と云甲斐
守居五万石内後年十萬石あり刑ア居

ハ二万石内筆二万石あり刑部殿　右方家
綱公の御母の御姉也こせ七子ハ何与殿
家綱公の御いとこ之延宝五年刑部殿の
年四十六甲斐守殿御ハ長府ゟ萩ハ十
八里山口ハ七十八里刑部殿ハ清末ニ在長府
より二里
○吉田ハ下関ゟ六里市立霊之
○湯の浜ハ下関ゟ一里ありさし浜ニ云美の甚

石あり扶〆て禁制之　下関ハ長府領内之
物見○○安芸ハ下関ゟ二里十二丁石大蛤あり長六
寸なと如此下関よりハ小早船ハ安芸蛤と云
珎者理小貝と同○毛利の向寄殿ハ平家
存命ありし輝元の末なり三十万五千石徳山
と云所ニ居る其様ハ萩なりかり之甲斐守殿と
同しく並氣の人也此外ニハ事在仕吉川
監物ハ三万五千石是ハ家老之一書也二書ハ

毛利内匠一万三千石並因幡守ハ一万二千
石定府土佐守ハ一万石
○長門国東一面ハ石州西一面ハ周防南ハ西
小聲海也下ノ関ハ周防地との海上ハ長
門の西面之東端ハ阿武郡之秋ハ阿武郡
の小海辺之　六連（ムツレ）島ハ長府の内之
下ノ関長府辺ハ豊浦郡也
長州ニ而止手此

○
鍋嶋家中
三万八千石 鍋嶋加賀守 丹後居 ヒとこ　同日 播津守 ヒとこ
八千石 和泉守 丹後母 叔父 ○一万三千石 諫早豊前 丹後母ヒとこ
八千六百石 多久長門 [illegible]
八千石 鍋嶋若狭 八千石 同 阿波
三千二百石 同 主水 大ゐ人国老
八千石 神代左京 叔父 八千石 鍋嶋山城 左京ノ兄之子
五千石 同 村田信汲

○紀州川上ニ石田兵衛と云浪人あり信
仏者国学者之学徒多し毎年西
度程家ニ礼をなす事又民富ヲ奉
報米を奉る信し其身威儀を厳
ニ作○此長老おさの御通るの傍之仕
賢分三里あり○其アセニ於三千石○
扇面ヲ見る異人之
○延寶の初比洲濱町土手町ゟちれ其為

在りと云ある八十八箇寺ケ原の年十一箇
二ケ年ちまる年俵代銀を其生国石
見菩田の老也此解脱の障の拂ふ人をあらはさる
佛記沙汰在り
○若狭国田何郡上中（アガリ）村真国禅寺又天
目寺と云開山ハ唐僧むりん字氏直義
寺を伏す法眼碩帝の陽光の字あり
調書云六来次
九州の探題一色直氏伏見ル状十三通め
武家
○駿河国富士郡今泉村喜春氏の古り

父母ニ孝を尽しける旨宮家ゟ上ニ奏ス
ニ御感あるのよし今度国司ニ宣説
し依て其永代本田畑九十石宛ニ永代
ゟ為下授ニ年貢今ニ収納免之天和二
年三月十二日　御朱印○

筑前云
巳右

延喜式曰竈門山ハ筑前之笠郡とも侍云
竈門山とハ今ノ昔太宰法神宮寺宝満

法師来り出る時清浄の水を以て湯ニわかし
湯あむさせ給ふと也此山ハ頂ニ水上ありて
俗ニ云老人顔を写せハ若く見え衰る事を療す
健よ足ゆか中古以来ハ是ニ顔の井といふ也
此水を湯あみの水ニ採ハ若かへると也今も上ニ
鼎のぬく三ツ立る石有ニ高サ壱丈余三石共
而方丈余ヶ崩道なして其中ニ石を通ん為を
かすかなる石也　竈門の岳ニやさしき石ニ釜をすへ

湯をわかし殊ニ中比かけし釜石と成
蓋ハ石と成釜石かまの蓋石と云石なるは
仍て名とすといふ御神火燒ノ皇子とやて
さし鼎石ハ爰ニ祭ル竈神ニ御事也諸人
所崇三宝荒神是也或出ニ田魚神云皇
粕屋郡宇美村ニて誕生の時さし釜石有
釜をすへさし清浄なるをわかし産湯ニ
させ奉るとなん

一 中川權太夫ハ中江与右衛門ニ弟子也西京の
人拘泥中江氏示之曰伊川曰拘珍ニ仁義
古荘子をよみて之を拘泥を誥たまふべし
とて方ニ荘子をよんで一宜と云ふ流ニ
中川荘子をよのむ之を猶荘子ニ罷誥道
酒屋なり借お家たるなゝ初て借ふ借册
君曰上方まて家を識ざるなりてんとりし
や家中以家の一室の空き説甚迷惑なり

と才川田子河法あり能書人にて左傾ハ左ハ
法才におゐて書写させ此ハ此山にて石経を
ら思ふハ甚言おもんと　新太郎日吉

文政

○京の山中玄廸か父七十六歳にして玄廸
をうむ玄廸をうんで後に玄父に玄廸かた
めにまつる石経を書人皆つらね経に
全部を写せり玄廸渉年七して玄父
一石経を初ゆ成りてほ父卒ほさし時ハ五

三先生○

経いまる様川せられし之年二寛永の初の頃也へ

○或人曰太宰の子孫なく子おそこさハ男女を好
むにようなり

○釈経て書写まて渉て経ひし時京洲坂傍田
の寺尼寺誹して家史の先祖より傳来の
経地を今まうされら有名家ら保付かとの
ことく此経にて経れと云釈経字て何されに
思ふ所の一字此寺を訪ふ時にのつき

あまる本所二の森のかたまさき八丈かとよのすゝ物
さらめや八依奈義きめしてつきゝのおくに判
をとすへき也法尾まて尾お帰りてもとの
おとしこち領地をみこそ法小条家の附丈
法領地をおつさふ者あれは領主裁許の
三のを出して小条にて人をとれハふの評議
てきよりあるれ者たるれしや

文政○ 志摩国伊雑宮の社人先年は内宮大神
宮は本社なる事を云立て訴へ出し社人共
く追放せられしが後は其の意趣にひかれて
神書を作り名を大成経と号し内ハ旧事
本紀と称し外には伊雑宮の霊験を書
は本末皆宮を誕なる事之凡七十巻板行
は伊勢両社人是をみかきすと居元
事を集証へ訴ふ子よし江戸へ訴を
江戸より下て令し語にて此書を禁

しるして和元年のころ之紀れたる家段
京町中まゝさし出を揃へる者於多し
○人皇百元江戸古下下の神社縁起云延喜
元年右近二年上下の山所黄花上上
帝下謂せし時自ら降臨ありて神と尊号
ある年天詔鎮家右二年府尹来ちゝ社
あり伸年ゐゑり清性清宣せ春花一会
三千ゝ心揮心字ゝ秋段十八年ろ筆乍耳

世ゝろた二年御米勤にまみ家祇ゝるゝまね
賀氏古勅ゐ家者お代七年勤にて職披
堀川出守の神九せゝ縁賀原下居升玉流
紫田社職まゝ係大宮庄ゝ縁右傳あて
勤社務職

地誌
○一条戻橋八ゝの中三賀の橋之東福門院二
条の棟々出入内の時此橋を出迎出入内ニ戻
流と云ゑゝ不祥有りとて それより戻橋と不

言ひ下に捨子しといへるは是非とも床さ
捨子しと云は無道なりや

地理
○小路のミこしおかりハ今の新町の松のある亦
也廉花院名の時花松の盛りは松をも植
今の新町の松や

名家
○若吉田ニハ勧修寺家信あり應仁乱後
今の吉田氏の社僧地より流れ勧修
寺殿ニ家ハ吉田の内左居と称す是ハ勧

○神祇
修寺の祖なり○二十二社ハ吉田より裁判
すると

技術○
○桑（やハら）武備志に所謂拳法ありて古ハこれを手
搏と云ふ是は證驗は近世に明人陳元贇（よし）
と云老日本に来り居て江戸御府内
國正寺に寓居（寓）又浪人福野七郎左衛
門三浦与三兵衛と云三人の士え
亦国寺に寓居して相察にありしか

元贇明人にて大明に人をとらふる術あり爰
術をは不知といへ共能其技を見りしと云右三
人の士其術を願ふて一所に捕あそひ其
術を学ひつゝ其技を工夫し出して後
能其事に熟せり福野氏其技に長
せり早尾に長濱二左衛門と云者福野
三浦に其術を学んで是を傳ふ長門
の士是澤丹宮に傳ふ丹宮ハ大けいにて

く力よりし十石を能其文武をなし也
萩に往て長濱二左衛門ハ婿也弟子有り
笠原三左衛門ハ丹宮か弟子也長濱ハ笠
原か婿なりとや凡柔のおこりハ右三人
よりおこりたる元贇ハ其術を知て教ゆる
にハあらす凡此術をハ良移心当流と云
是は此術の理ハ柔にて敵と不争志ハ
下傳へるを抱めて二尺静を要とし物

たとへば物ふれ動くする事あれハ流んで浮
きて流むなど云事を云調息を安らかに
歎に争迄て節より呼吸をあらくせん常の
息あらば先づ呼吸の常息にたゝ今を術肯
くと只額に對する上にて手をはなれずとく是
ニ会時も手内より吐根あり剛柔の心
持ハ陽表の時に陰の動で益生する事に
はんちくもこえ出るものく和らかに正く添ふべき

在布は呑を剛柔の術にて仁と云にて
くびなどをまハひてお上の時うてくびをしるべ
力よそ身をたてゝ至つて只そのつかつぼ
から力ハとめてしまつく所を言ふて術の
力をぬけんへし

此節の記傳なし

讃岐の長濱ハ家に似たり頻名つく中に
これ方所を下ハ一山や言南に平家の陣

せし所也年経る高入海ありし汀の
すゑハ新田となれと高松の城下まて
たゝ此ほとの高松の浦ハ新高松とて高の高
松より西にあり新高松の西に石清尾山有
年誌より一里許東に志度寺とて大寺あり
釈尊あり房前ハ志度の近辺なり海辺
なり房前と云所あり此より房前の大臣家
にて此なりと附会せるやらん東に安楽寺の里あり

大山の上に雲あるときて能高を望む
○記傍注

たとへは○讃岐の峰に高山あり大山と
云是四国のさかひなり南ハ土佐東ハ阿波西ハ
伊予路ハさぬきなり四国第一の高山なり
阿波の吉野川も此山より出る○新高松
の西に香西と云所あり香西伊賀守の城跡
も香西の浦と云 白峯ハ是より西也
空海の生所屏風ヶ浦ハ松是より西也
○小豆嶋ハ讃州高松の邸也古高三

記傍注
他説

千石ニハ二十三万石ニ余る諸侯の地九里あり　畠
多し　讃州大守東西二十里　横六七里
山多し　広地ハ二里四方許の處あり
参考〇〇永禄の十の十月十日の夜大和の大仏焼
る、この時　京養の二寺あり
備考〇〇　安国寺恵瓊寺住東福寺にて　藝州安国
寺住僧
寛文十二年　伊達陸奥守及家老訴争

伊達安藝 四万石 年六十余　原田甲斐 八千石 年五十余
酒井雅楽頭殿下ニて安藝甲斐対決
安藝ヲ甲斐切殺し、甲斐ハ何某り酒田出雲及同内
二刀ニ切　雅楽家人石田孫右衛門子甲斐ニ同内
大田作右衛門甲斐ヲ仕留ル　柴田外記 二千石
是ハ手負傷ニて死ス　伊達兵部 四万石 是ハ甲斐ニ与ミスト也
〇
兵部ハ私曲多故ニ伊達安藝訴之ニ甲斐対
決す

○長府の家老杉森主殿三千百石細川
宮内二千五百石此七人右家老之三好
内蔵允千五百石是も家老之○長府
の士生年卅杉庵年三十餘細川
百石これ近来杉森主殿学を好む杉
庵を招て書を講しむ或時毎度座敷
されとも杉庵の講出座されし毎に
置て其書に二字を好み老年にいたるまで

足せしむ他儒をゆるさゞれば是学校には
あらずとて我三年江戸におゐて堀田備前
守殿毛利甲州に聞て同長府に学校
立と云謙なりやと甲州是をきゝて
杉森細川が家に告さる事をいかりて
右人を閉門させ杉庵も亦閉門後主殿
庵中に閉門ゆるされ後十日ありて
して死後年四十六人とありといふよし

して私すくなく民をと富して欲すく
なし人皆これ閑門の戒あることをお
それミこを石とわらむ随所に宮を好ば
と之此杼森の講堂の前構とせし故
主家と同しく宗門は閑門中されて
ほまとりに宮を好ミ人なすべて
宮しむ〇杼森三夜家人の他縁取
二十七処国家百姓の借銀十処国録

およく挿をして同じは分借文ふ百姓の
衣服をと上積して飲の義をおとし
くおそ納んより下家人ずるんを初
おしらえる書取名を代銀をつかりし
てこれ衣服を通さしぬ平生宮を好ミ
人をと述て宮しむ

已識分扁に平
為歎〇〇

鬚ホドレキ 大きうつる 福あり才かけそをし
髭長く下髭二尺寸上髭中短しうつるよりを長し

毛ハうつらに似てまろくくびもとし はおそし
腹白く尾短し

職名備江異
多歎○ 鷸（シギ） 觜ながく太くうづらより小 腹白く背ハ
毛茶色にして足長くくびみ長し尾白し
尾の先黒き文あり つまさきのうらは白く小なり
文あり 如此蒙は鷸に似たり 竹鷸（ウハシキ）
つくミ大さに似より小なり 頭小に尾短し
背とつまさきの毛黒（莫福）色まじる也

○ つくさに白星の文あり 觜おゝし（竹鷸なり）
○ 秀忠公の御母 遠州西郷氏の女 家康公
の妾也
武家○○ 秀吉公 妹旭（朝日）姫 家康公に嫁して夫人となる
佐定の家康公に定もて（病）死す 後ふに離ある
まさに東福寺の内南明院に葬り仏
年ハ家康公より嫁なり 順菴説
○ 加賀大納言利家の婿 浮田秀家 七男与

○一節 秀家和泰吉ろの女をめとる 早く
死去有再要す 今ハ忠兵の嫡子也
ほすまで有て上方ニ赴居ㄜ
○山之 之国にて学力勝手加賀紹利 人足此説
○魚養と云能書の僧あり 是桓武帝時の門
非宕林魚養（ウホカヒ）にあられ
適情録のとうろ和僧屋中ろるの未詳 胡庵 友之
○苜蓿と云物未詳 胡庵

○何仙葉未詳 今ノ俗茶名歟 陸羽自不載之
賛許是字或曰帰 百茶煎也
人倫 ○○
○○中莓之出 孫華行曰陸九韶三十七文云
家語曰己姓五千六姓是江淮搖不載之求
子伯仲叔季を序として順次ごるに似たれとも
其説未審 本下宮錦云五服の内を以示す
ふして夕ぞ云つし 此説一つ也
○和唐十方無と云ることあり 或云是千與支ね

○堯ミ日也木下舟の出子此説在也日本の書
此ノ事是又以和國の所説有り
○日本府縣知死郡居年木の説木下舟の出子
おいらく来之　此有之
○本朝伝讀伝講の官　伝讀ハ言子等近侍
言官有り伝講ハ坐と有り講法下官有り
○米萄も下る號也出子来之昼末弟
○所自他称

○東鑑之日境録ハ之日の祝儀の餅の事あるへし
○同書日反閉と云事陰陽道の所為の様係の
ありなるへし
○乃ハ字ををもちとよまれぬ所在難ニ之ル詞の時ハ
いましと在之事
○秋田安房守殿ハ安藤家の子孫也と云
貞任宗任か長き事家の子孫と云
○○本朝通鑑初篇過去ハ自神武天皇

○為子孫之御手所父院遺書本亦作程將滅之

○且積書傳玉子孫富貴者先為 旅惣本曰子

○亦記之而玉子實原氏以傳之貴大極律

○之事可為色凡三百三年冊ニ寸一冊又二十尺文

○張表五十張表葉之凡三十張許

北陸○○昔日保科肥後守正之化俗傳風莞灘精

詳就之於公方文兩門院中書先作此法風

土記作此大明一統志有元曰統亦一化風

土記書為備代々之考也

文宿○○新羅志云之內外城字是之寸之寸之日般ノ

內ニ字ヘタルハ一寸領ヲ一寸張鏡一寸一足附ヨシテ步

ハ一寸半ヲ可用是迫字ハ薄くして一寸ハ厚ナ

ヒモ演ニ寸タルハ不開是之制也早字タルハ角紀

之制也不可混之又二者不可並叱曰血荒ハ胎

ノ五月ヨリ内ニ下ルノ之御産ハ五月ノ後人ノ形下
ナリタルノ之小産也踏合ヒハ埜亦ニ行居死者ノ家ニ
入タル人ト同亦ニ居タル下之

地伝
○○上ミエゾト下エツトトノアリ二夜月ニ踏ニ居ノ多亦アリ（蝦夷）
毛羽居ル此体お寺来蝦夷ハ行シ者ノ語ヲ
性こき只り又お中年出来ノ居場変 右之
仁おむ亦示之曰

人示
○答東須云西君おこ儒西師儒日本亦
在是師儒也師儒ハ人ヲ周孔 此居

君ノ性ミ子君ヨ性故 此居

而云
○○又由之信出る説道別一也雖出る謀道分
ふ一也也不人ふ從出る即傍お至理自然（信）
自言答一言善ふお 本ト氏ミ説
○生死鬼神ふ言人西 此居
○又因東阪武王備亦西陸武王因是聖人
ミ伐討亦必百西理只未能知言ス乃亦乗
学文王而已

○看経全ク掛未足　右之
○光ノ(ヒカルノ)光ハ(ミツサト)光ニ非　光ハ看経ヲ説ク者ニハ非ス但
辞出ニ説ク者トアリ　右之
○下ニ至ニ宗旨理ニ至極也非ス不ニ一物　所居
○五山僧入唐時見日本ニ帰ル唐人因光(ボビン)餅
然也道者言之
○道者ハ詮拾得只此見人出家去之
人宗
○○禅宗ニ学道ト古学ニ守儒理学所指

言其詩ハ礼文制度来居君郎宅中化ノ
儒者宗旨ニ工ミ化スルニ至リ制ス精密ナ
尊気ナ台体道ヲ示能気ニ本体ヲ制スル故
也陀
○下野ノ日光ハ山ノ上リニ行テ地甚ニ高
山ツヽケリ峠ヨリマテサリテ神廟尊素施言説四里上ニ
中禅寺ト云所ニ湖アリ箱根ノ池ヨリ広ク其水ノ
落所ヨリ八万ニ三万五十万許ノ瀧アリ危ク不止
瀧水
垂ニ下ル光年山流出テ古不飛生メ山ニメ流ル

悲ミアリ戦テヲ不ニ至人命多ク損マリ人多死凡廿
山ノヲクリニ瀧四十八アリ 湖三アリ 中禅寺ノ湖最
大ナリ 瀧ハ――奥山ニ至テ人常ニ不見之
日之ニ千鳥多シ恐怖心トナリ鳥アリ所ニ有名ト
又雀ヨリ小大ナリ尾長シテ人ヲ畏ルル鳥之又三光
鳥アリ尾甚長シ是指テ見ヲナリ鳴キヒホシ〱
（三光鳥ケラ 浅名所アリ）
トナリ尾長鳥トハ此ナカヘリ――又ケラト云鳥
アリ鳩ホトアリ インコニ似タリ木ヲツツキケラツツキニ

ハアラス栗鼠多シソハヲシキアリ下ノ人ハ是ヲモハバルト云
（久読）○
惟是因古語拾遺底毎此玄祖大玉命ノ可
三アノ本出アリトイヘトモ毛ヲ不詳見底根第
今ノミアルナヲ慥テ俄ニ三アノ本出内ニナキエヘニ
古語拾遺ト名ツリ三アノ本出中臣指古語拾
遺一是ホ為好出ナ所世好出録是古出伝出
之宝基本紀亦録古出此好書倭命ヲ記ノ
ナ伝五部伝法ニ是是法世ニ可ナ乃

答 ○○ 又国常神出ハ訓ヲ要スル倭訓ノ所注ナリト惟足ニ説

答 ○ 又云神皇正統記ニ出ル雖ニ親房ノ所傳道

ノ人神ノ令全是迄世人不能兼ル所ナリ上

○ 又国神代ニ出テ国常ト性ノ事多矣所以ノ官ノ命

能寓ノ是亦言事如ニ出ル所ニ是所以ノ実気

ニ出ル是ニ所ノ能出タル神出能ノ所ヲ能ク辨ス

○政 ○○ 又日服忌令 本如来不定是菊出坊家

多武峯ノ服忌令不用ニ出テ 家忠云

時以貴妻子之忌又追加之是以不追加之今度

ノ服忌令ハ軽ヲ可用由ト仰出候處軽ノ死

穢ハニ者同様ノ家ニ居ハ或死人ニ觸タルカ死者ハ

家ノ火ヲ合セタルナリ又觸者ハ葬所ニ行死者ヲ

弔タルニ非ス死穢ノ人ト同所ニ行テ其火ヲ合

タルヲ云葬所ニ行死者ヲ弔タルハ即死穢之

又血荒ハ懐胎三月ヨリ内ナリ但胎ノ形出生タルハ同の小産

数ヲトイヘ氏流産也非血荒カヤウノ忌ハ今度ノ

佑制甚カロミ　帖足

久爲〇〇　以下記廐戸王子富子卜同説レリ廐戸手
豊聡耳ニ不足而好出去ナリ記亦不好只好花記
而好出去舎人一人ノ説ナリ或ヤス丸モカルトモ云イ
（ヒト、ヨム　帖足

〇伊豆國　家隅云此男良子ニ入レテ入於ニ納
入封ヲ賜セテ好ル為マ在ル時ヲ取リテ寄流殿
ニ此男良子ニ告テ好ル為マ降着故

〇広田城主高野山崎為京尹　時自河井雅楽頭
只一判ニ出来ル其後栖川宮為大樹ニ依
君ニ出也広田山崎居思案シテ雅楽頭ト一判
ヲ不用ナリ

〇昔日爺千稲葉丹波守曰不立　松平ニ姓ヲ
称スル者栖川宮ヲ雅楽頭ト宅ニ召ス丹波
守京留国ヲ為マ丹波守替不明故陵仕
時辭職禄ヲ子告ニ於受正兄ニこ此處後ニ
ナリ

地理

○○足利ノ学校ハ小野篁ノ時節ニ建シトいへとも云
時未有学校上杉憲実ノ時始て鎌倉円
覚寺ヨリ僧ヲ迎ヘ来て学校を立それより学僧
相続ス 家康公ノ時三要ト云僧有 三
要ハ京ヘ上リ時足利ニ書ヲ多く持来て書
写シ今も蔵書有 古今孔子ノ木像有テ仏
堂ハ本堂ノ如クナリシヲ井上河州是ヲ修テ
木主ヲ立ニ又唐絵の聖像有今も蔵せり

僧居シ三要ハ殊ニ才辯時僧于 家康公世
人称シ学校と又孔子の木像有て聊ニ有リ四配ハ
木牌有リ高二尺ナリ
○満海西ニ有時ニ高慕成ニ紀有りと見へたり 在之

地理

○○鹿武ノつり枯おニアリ
○しやが紫花なり去お様ニ家ノ株ニうつ中莚ヲ
○下ニふせニきち上ニ枝垂之して根結ヲ風吹ニ
株ふ換ニさ地ノ人ハさ紫花なるをしやかと云
○為学者益ま新部ま宗者是乃寺 以后

○池田新之丞道億子太医寮四代本国お
六万石

○本草同様製薬店ヽ勝能阿仙薬ハさる
かりと云和合するなとよきハこふりと云本草ニ
百薬煎と云五棓子にて作る方有之　按俗薬
本草百薬煎ハ五棓子茶ヲ以配合方法見ヘ
又曰凡服薬ノ人ハ医者ヲ択ミ医ハ薬屋ニよれ薬
屋ハ誠実ヲ専とあつむニて屋下ノ民之何以ヽ

ときまゐりするとせん

カネ　○真鍮とあまりと合てつくりたるもとし
銅とたんと合てさんちうと云

右秘書所云秀長ノ子ニテ秀俊と云可疑

○中納言秀俊　按ハ筑前ノ中早川中納言秀秋
ノ事なり　慶長二年ニテハ秀俊と云　豊田与太郎ト
云者ニ播磨ノ内ニテ知行三百七十五石給りしお
紙判アリ
本領郡名ノ事国法ヲ守ツ人テ通ルヨイタ

郎あまん右經にあそり人々ま由

○大友義鎮法名宗麟後号宗滴

又府蘭とも云

○備前　浦上遠江守宗景

城州○○　下總にて生れ附日本ま三の傑を築き河内守

安懐彼至治篠原右佐七

人品○　○田中兵部大輔治信筑後守近江國田中

村の小農人なり（初名久兵衛）十八歳の時自ら思ふく農夫は

（て）又才を隠らんより日向に我國なり吾仕官して

功を立富貴を取名を立んとて一き家あまり嫁

をやる事の日吾何の罪ありて生るるや久しき諸

日淋は罷す吾大なる志あり明より出去て飯

（を）を多く叶へしとて不有の事数ケ月——

患飢つたりせし時生親のこなを寄せて容して君

志をかたをつけ去て宮部善祥坊に仕へん

事を求めて家臣の七十人善祥坊此時二歳

石を領し（やりちり附）給ふ時大将を入て曰是等様両ニ仕へ志
まあれ他の者をつかはんとて久を請をてまゝ至悦
ひ悦て久を請たる岩倉の士とし仕へさせ後七力ゟ
ゟ我於て家老とし二千五百石給ふ　秀吉
同情の堀尾様将ゟ将えをも将をとに破を
堀尾自殺せんとしけるを　田中久兵衛一為
ニ皆中よりのりて堀尾か庶ニ重しくにつけてゆり
堀尾饒敢てふるき戦功ありて使者をさる知
秀吉よりも俸年岩倉堀尾か将ゟおさくてゝ
ゟ

柄以競ふけし　其科を問し　ゟ後ハ十二万石安堵
せしむよし仰ゟるゝ堀尾田中両人ニ戦歿やめ為
堀尾秀吉ニ謁見し田中か功をのべ秀吉大ニ
悦てら召出されは三河の岡崎の城主とな
四万石を領せしむ　将ツ関ヶ原の戦功ニより筑後
國を賜ふ　十八万余石　江州を出しより四
万石を領せしむ　これ千年数六年ありの内
○大友義統文禄二年其領を召上られ其言棄ニら
立されし後ニハ山口玄蕃ニ命して検地させし　右三年

武家○○

義兼古坂鳩野ニ在り　内府公出頭ニ付江戸へ
牛込ニ住居
天正十一年六月五日秀吉より志津山嶽戦
功ニより福嶋市松へ知行五千石を下し同七
月朔日拝領七本鎗の士より各三千石頂戴也

雍州府志
京羽二重
等ニくハし

○興門跡興正寺門跡権僧正極官ニ而出居、
只今之門主ハ〔貞享三年〕寛永十三日計ニて一代之南去
日庭之世系、初名ハ化を申法名不存、
権僧正ニ任せられ申も不存、本願寺

當門主之父ハ祖父形如ニ男子三人有之
長子ハ教如と申ハ東本願寺之祖、仲子ハ
形前興正寺之祖、季子准如形如之讓
之文蔵本願寺三代目ニ而之門主ニてハ
形前より興正寺當門主迄五代ハ只今之
門主ハ西本願寺當門主之姉婿ニて子ニてハ
坊官作人本山他門跡之如きハ只ニ坊官
下間式部卿ト申ハ寺地ハ西六条本願寺
構之南小路を隔てて七条通ニ而一町
許之構ニ而寺内佛光寺杖ハ坊官作人
木構之外南寺内ニ在り　佛光寺ハ本願寺之

大同之詳○

支流代々院家ハ付属本寺之興聖寺ゟ
住職ハ近年ハ門跡にて比叡山ノ
竹内ノ門跡曼殊院一条ちにては里坊
禁裏中築地之内ニ在り二階町と申親王ノ
門跡にて先竹内ノ門跡ハ良恕法親王ハ瑞光院之
御弟子後水尾帝之御手道技にて當竹内
門主ハ二百然之御兄ハ八条式部卿一品親王
御二之御弟子にては御家六十餘にて候て是之こと
存ス今此御門主にては其名やと年之儀
ト存候 丙寅四月

白旗之事○

日本昔ハ軍陣之旗ハ只用旗 応仁ノ乱時
畠山義就同政長敵味方同白旗ヲ立テ混
雑せしむ故おのおの印を用ては諸家皆
の印を用る印ヲ用るハ始ハ政長より
始る 政長ハ河内紀州江持之 義就ハ
紀州住也

○

延宝八年六月廿六日於□□厳有院御法事
之時晩申之刻於増上寺本堂永井信濃守ヲ
内藤和泉守カ脇差ニテ抜討ニ頭ヲ斬ル大刀ニテ信濃守

死ス和泉守本堂前迄御徒衆一組被付並之
信濃守死骸ハ宿坊ニ有之子細不分明和泉守ハ
亂心之由於法也 因ニ云内藤和泉守切腹ト云
附付

○柳川豊前守調信ハ宗對馬守家老也大閤
朝鮮征伐ノ時和議ノ事ニ付テ太田飛騨守ト共
ニ大明ノ使トシテ大明皇帝ノ御前ニテ上使ヲ諫メテ
和議ノ事ヲ云ナツカシテ偽相也リ其後對馬守
我等ト寛永五年公事ヲ以テ江戸ニテ御裁許
アリシ公事ニ負テ津軽ニ流罪ニ成津軽ニ[illegible]

アリテ 蟄居セリ 萬年 祝ホニテ死去ス 御所ハ
長命ナリトテ萬年ヲ老(寿)ノ年百十七八年モ
知リ玉フ王帝有ニ長寿アリト今ニ至ル年也

○貞享二乙丑年二月廿二日未ノ刻 新院崩御
後西院 聖壽四十九歳 其ノ夜大流星坤ヨリ乾ヘさして飛
ち時雷鳴して光北方ニ冬ノ然ル也但馬國
ニテハ此年ノ飢饉ニテ虚弱ノ病人寿終の業ハ
皆絶えた其後まで光つよし 此ハさのミの事ま
おし候ありにては光つよく此ハ文より江戸
にてハ光も此ハ文より 但此ハ云ると云者也

太政官文庫

あるまれり本玉中之済りもかゝ中ハ亦まよ
アまて強弱あるま

○禁中 仙院 本院 女院 三親王 門跡 比丘尼御所
右知行高七万八千三百石余
公家衆惣知行高四万六千四百五石 御方領共
右二合高十二万三千七百七石余

国立公文書館
National Archives of Japan